船舶事故等調査報告書

平成21年1月8日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

<u>_</u>	
事故等番号	2008函第22号
事故等名	瀬渡船栄功運航不能(推進器損傷)
発生年月日時刻	平成20年9月14日 21時00分ころ
発生場所	北海道函館港内
事故等調査の経過	調査の概要: 平成20年10月22日 函館・地方事故調査官が船長に対して電話聴取 原因関係者からの意見聴取: 意見なし
認定した事実	
船種・船名・総トン数	 瀬渡船栄功 7.06トン
船舶番号(IMO番号)	HK2-16970
船舶所有者等	個人所有
²⁸²²⁸¹²¹²¹²¹	III 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
乗組員等に関する情報	
負傷者	^U_ヒヒ なし
	- ´タニニ プロペラ軸及びプロペラ曲損
1只 1	プロペラ軸及びプロペラ曲領
事故等の経過	栄功は、平成20年9月14日20時20分ころ、港内防波堤の釣客を岸壁に移送する目的で、函館港係留地を発した。船首付けの態勢から離岸するとき、船尾にとっていたアンカーロープが栄功の推進器付近に絡んだものの、釣客移送の必要から、微速力で防波堤に向かい、港内西防波堤に至って釣客3名を乗船させ係留地に向け航行中、絡んだアンカーロープがプロペラに巻き付き、プロペラ軸が曲損し、21時00分ころ運航不能となった。
事実を認定した理由	気象・海象の関与なし
	乗組員等の関与 おり
	船体・機関等の関与 あり
	判明した事項の解は係留用のアンカーロープが推進器付近に絡んだ際、アンカ
	析 「一ロープを外すなどして推進器周りを良好にしていない」
	片釣客移送を優先させた
原因	本件運航不能は、次のことが関与した可能性があると考えられる。
	係留用のアンカーロープが推進器付近に絡んだまま航行し、プロペラに巻き付
	き、プロペラ軸が曲損したこと。